

八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱

平成27年(2015年)4月1日 施行

(目的)

第1条 この事業は、八王子市内の高齢者に対して肺炎球菌に起因する感染症の予防接種を実施し、その費用の一部を助成することによって、高齢者の健康維持及び保健医療の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は八王子市とする。

(定期接種の対象者)

第3条 定期接種の対象者は、接種日において八王子市に住民登録があり、成人用肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン))(以下「肺炎球菌ワクチン」という。)を初めて接種する者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に達する者
対象年齢は平成31年(2019年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの時限措置
- (2) 接種当日に60歳以上65歳未満の者であって、厚生労働省令で定める心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される障害がある者又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な障害を有する者 身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)1級

2 特別な理由によりその他市長が対象者と認めた者(前項の対象年齢で初めて接種する者に限る。)

(特別接種の対象者)

第4条 特別接種の対象者は、接種日において八王子市に住民登録があり、当該年度内に65歳以上に達する者のうち、肺炎球菌ワクチンを初めて接種する者で第3条に該当しない者

(予防接種実施方法)

第5条 予防接種は、一般社団法人八王子市医師会及び市長が指定した医療機関へ業務委託をすることにより行うものとし、市長が指定した医療機関(以下「指定医療機関」という。)において実施する。

(予防接種実施期間)

第6条 予防接種の実施期間は、当該年度の初日(4月1日)から末日(3月31日)までとする。

(申込者)

第7条 第3条(2)及び同条2、第4条に該当する者で、予防接種を受けようとする者

2 第3条(1)に該当する者のうち、転入などの理由により第10条の接種券の交付を受けていない者で、予防接種を受けようとする者

(申込方法)

第8条 第7条に該当する者は、次の各号のいずれかの方法により市長に対して申し込まなければならない。ただし、第3条(2)に該当する者は該当疾病の身体障害者手帳または診断者の写しを添付して申し込まなければならない。

- (1) 予防接種を希望する旨、氏名、生年月日、住所及び電話番号を健康部健康政策課予防接種担当(以下「担当」という。)へ電話で申し込む。
- (2) 予防接種を希望する旨、氏名、生年月日、住所及び電話番号を記載したはがきを担当へ郵送す

る。

(3)担当窓口において所定の申込用紙に氏名、生年月日、住所及び電話番号を記載し提出する。

(申込期間)

第9条 予防接種の申込期間は、当該年度の初日(4月1日)から3月の第2週目の金曜日までとする。

(予防接種の実施及び費用助成の決定)

第10条 市長は、第8条各号の申し込みについて、予防接種費用の助成を決定したときは、申込者に対して接種券を交付する。ただし、定期接種の対象者については、申込みの有無にかかわらず接種券を交付する。

(費用助成の方法)

第11条 前条により接種券の交付を受けた者は、指定医療機関に接種券を提出し、自己負担として4,000円を

支払うことにより予防接種を受けることができる。

2 接種券の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、接種券と当該各号に該当することを証明する書類を指定医療機関へ提出することにより、自己負担なく予防接種を受けることができる。

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者

(2)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給者

(予防接種の実施及び費用助成の決定の取消し)

第12条 市長は、接種券の交付後、申込者が虚偽の申込み等により接種券の交付を受けたと認めた場合又は予防接種対象者に該当しないと認めた場合には、予防接種の実施決定を取り消し、接種券の返還を求めるものとする。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、申込者が既に予防接種を受けている場合にあっては、市が被った損害に相当する額の賠償を請求するものとする。

(健康被害救済)

第13条 この予防接種により、重篤な健康被害が発生し認定された場合の健康被害救済措置は次のとおりとする。

(1)第3条に該当する定期接種によるものについては、予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づく健康被害に対する給付

(2)第4条に該当する特別接種によるものについては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)の規定に基づく健康被害に対する給付

(保険の加入等)

第14条 市は、この予防接種により健康被害を受けた者を適切に救済するため、八王子市予防接種事故災害補償要綱の定めにより保険に加入するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。